

第5号（業種関係）

（1）認定基準 次のいずれかに該当すること。

- イ-① 法第二条第五項第五号に規定する経済産業大臣が指定するものに属する事業（以下、「指定事業」という。）を行っており、最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。
- イ-② 指定事業と非指定業種に属する事業（以下、「非指定事業」という。）を行っている場合は、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高が前年同期に比して5%以上減少していること。
- イ-③ 創業から1年3か月未満の中小企業者が、指定事業を行っており、最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること。
- イ-④ 創業から1年3か月未満の中小企業者が、指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近1か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高がその直前の3か月の月平均売上高に比して5%以上減少していること。
- ロ-① 指定事業を行っており、（1）最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、（2）最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること、（3）最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること。
- ロ-② 指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近1か月における指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占めており、かつ、（1）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、（2）指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月に比して20%以上上昇していること、（3）中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期に比して上回っていること。
- ハ-① 指定事業を行っており、最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること。
- ハ-② 指定事業と非指定事業を行っている場合は、最近3か月における指定事業の売上高が中小企業者全体の売上高の5%以上を占めており、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期に比して20%以上減少していること。

（2）必要書類

- ・ 認定申請書 1通
- ・ 認定申請書の添付書類 1通
- ・ 直近1年分の確定申告書一式（法人の場合は決算書の別表1、法人事業概況説明書のみ）の写し（電子申告の場合は、メール詳細もしくは受信通知を添付）
- ・ 履歴事項全部証明書（法人のみ必要、写しも可、発行日から3か月以内のもの）
- ・ 許認可書等の写し（必要業種のみ）

- ・認定申請書、添付書類に記入した金額の根拠（試算表、損益計算書、売上台帳、仕入帳 等）

（３）その他

- ・「最近３か月」とは、原則として直近の３か月です。１０月の申請であれば、前月を含む７・８・９月の３か月となります。月初めで前月分が未集計の場合は、前々月を含む６・７・８月の３か月でも構いません。
- ・営んでいる事業が日本標準産業分類のどの業種に該当するか、その業種が指定業種となっているか、認定要件を満たしているかを事前にご確認のうえ、お申し込み下さい。
- ・日本標準産業分類と指定業種は、中小企業庁のホームページに掲載されています。
http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html
- ・指定業種と非指定業種の売上げが分けられない場合、認定を行えないことがございます。
- ・認定申請者の事業形態により申請書及び添付書類が変わります。所定の申請書で申請して下さい。

<認定申請者の事業形態別の申請様式>

単一事業者 【１つの事業を営み、当該事業が指定事業である事業者】

申請様式：（イ）－①、③、（ロ）－①、（ハ）－①

兼業者１ 【複数の事業を営み、当該事業が全て指定事業である事業者】

申請様式：（イ）－①、③、（ロ）－①、（ハ）－①

兼業者２ 【指定事業と非指定事業を行っている事業者】

申請様式：（イ）－②、④（ロ）－②、（ハ）－②

<申請・問合せ先> 府中市生活環境部産業振興課商工係

T E L 042-335-4142 F A X 042-360-9370